



道路流失（村道賀老通線、7月29日）

未明から降り続いた雨は、午前8時からの1時間に時間最大雨量39^{ミリ}（千走川雨量計）を記録。狩場山の急峻な地形を下った豪雨は、短時間のうちに千走川を激流に変え、村道を100^{メートル}に亘って完全に奪い去った。

島牧村議会広報 第133号 平成22年10月

かりば

主
な
内
容

第3回村議会定例会

行政報告		2-3
審議した議案		3-5
一般質問		5-11
意見書		11
7月29日発生豪雨災害		12-13



△ 7月29日発生の豪雨災害について行政報告する藤澤村長

平成22年第3回村議会定例会は9月16日に招集され、会期を9月17日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告と村長の行政報告があり、2人の議員が一般質問を行いました。

地方自治法に基づき「㈱アバローネの経営状況」、財政の健全化法に基づき「平成21年度の健全化判断比率等」2件の報告を受けた後、「一般会計補正予算専決処分の承認」など9件の議案、意見案4件、並びに「閉会中の継続調査」を審議し原案通り可決しました。

平成21年度各会計決算の認定は決算審査特別委員会を設置して審議を付託し、閉会中の継続調査としました。第3回村議会定例会は、全議案審議終了により、同日9月16日閉会しました。

豪雨災害復旧工事

小河川の氾濫に伴う村道や農地への土砂流出あるいは海域に流出した漂流木の処理等についての緊急対策につきましては、8月6日開催の全員協議会において概要報告をさせていただきましたので詳細につきましては割愛させていただきますが、その後、数日間のうちには概ね緊急対策工事を完了しております。今後はそれぞれについて緊急度等を勘案し本工事を実施してまいりたいと存じます。

さて、豪雨災害の最も大きな被害を受けました村道東瀬棚通線及び賀老通線における災害復旧工事の進捗状況についてであります。8月18日より仮設道路の設置作業を進めてまいりました結果、村道東瀬棚通線の陥没箇所並びに欠壊箇所につきましては9月4日から仮設道路の供用を開始し、村道賀老通線の欠壊箇所につきましても9月10日に仮設道路の供用を開始できましたことから、被災日の7月29日から数えて43日振りに全線開通となったところであります。

村民の皆様には通行止め期間中大変なご不便をお掛けし、また観光シーズンの最盛期に本村を代表する景勝地である賀老の滝の見学や狩場山登山を楽しみにされていた方々にご不便をお掛けしましたことについては誠に残念な出来事であり、自然界の猛威を改めて思い知らされたところであります。今後も引き続き復旧工事の早期完成を目指してまいりますので、ご理解とご協

行政報告

藤澤

克村長

力を賜りたいと存じます。

なお、このたびの集中豪雨による災害被害の内、普通河川5件・村道5件・林道施設4件の14件を災害復旧国庫補助事業として申請しており、これら災害復旧事業申請に対する現地査定等が今月9月から10月にかけて行われる予定となっております。

現在判明しております日程につきましては9月27日から4日間、10月13日からの3日間の日程で14件の内13件の机上査定及び現地査定が行われるとの連絡がありました事、申し添えさせていただきます。

また、このたびの災害復旧事業等により、現在人員不足の状況にあります建設技術職員の業務過重が予測されますことから、平成23年度採用予定でありました一般職及び技術職の内、建設技術職につきまして本年度に前倒しし職員採用することとして取り進めてまいりたく、職員採用に伴う所要経費につきまして一般会計補正予算に計上しておりますので、ご理解を賜りますとともに、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寿都法務局の統合

本年2月9日、函館地方法務局長が来庁し、国の行政改革に基づき、1年後を目途に寿都支局を八雲出張所に統合する予定である旨の説明がございました。

説明では、国の行政改革の一環として、地方法務局において年間登記事件数が1万件未満の支局・出張所については統廃合を進めており、寿都支局における平成18年から平成20年の3ヶ年の平均登記事件数は、1年当り893件であるため統廃合の対象となっているとの内容でありました。

私といたしましては、国の行政改革であることから統廃合は止むを得ない事とは理解するが、地域住民に対する行政サービスの低下を招く事とならない様、対応策についての検討を強く要請したところであります。

その後7月22日に、函館地方法務局次長が来庁し、行政サービス低下への対応策といったしまして、登記簿証明書の郵送申請に係る書式等の役場

カウンターへの設置、インターネット申請等についての講習会の開催及び定期的な登記相談所の開設などが提案され、実施についての協力要請を受けたところであります。

なお、寿都支局統廃合の実施時期等については、まだ確定しておりませんが、平成23年2月7日から商業・法人登記事務の一部が函館地方法務局に集約され、その後、本年度末までには八雲出張所に統合される予定とのことでありますので、統廃合時期が判明次第、改めて村民の皆様周知してまいりますのでご理解を賜りますよう申し添え報告いたします。

指定寄付

去る7月29日、電源開発株式会社百パーセント出資のほまなす風力発電株式会社より、地域振興に役立ててほしいと100万円の指定寄付がございました。

ほまなす風力発電株式会社からの寄付につきまして、平成12年度島牧ウインドファーム竣工時から今回で11

回目、合計1100万円のご寄付をいただいております、深く感謝するとともに寄付の意思に叶うよう地域振興基金に積立ていたしました。今後の地域振興のために有効活用させていただきますことに致しましたので報告します。

なお、ただいまご報告いたしました寄付につきましては、本定例会に補正予算を提出し

ておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

審議した議案

決算認定

報告

▼認定第1号～第6号

平成21年度各会計歳入歳出

決算の認定

全議員による決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続調査(後日調査)とすることになりました。

委員長 中田 仁史
副委員長 後藤 諭

▼平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体財政健全化法の規定により監査委員の意見を付して報告。いずれの比率についても基準をクリアしていました。

▼株式会社アバローネの経営状況の報告

村出資額が同社資本金総額の2分の1を超えるため、地方自治法の規定により報告。

人 事 案 件

▼教育委員会委員の任命

現委員内藤 究氏（任期平成22年10月15日）の再任命。

◎全員賛成で原案同意

条 例 改 正

▼農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正

農家戸数の減少により、選挙による委員の定数を8人から6人に改める。

◎全員賛成で原案可決

専 決 処 分

▼平成22年度一般会計補正予算（第2号）

7月29日発生豪雨災害の復旧に要する経費について補正。

1億4250万円追加

◎全員賛成で原案承認

専決処分・平成22年度一般会計補正予算（第2号）《7月29日発生豪雨災害復旧関連》

歳 出				(単位:万円)	歳 入	
土 木 関 係	応急工事	河川	サンコの川ほか 11 河川	374	一般財源	
		村道	歌島高原通線、折川奥開墾通線ほか	326		
		その他	賃金、燃料費、建設機械使用料ほか	100		
		小 計		800		
	村道・河川 施設	測量調査設計委託	村道 6 箇所、河川 5 箇所	1,170	国庫 80%、起債 20%	
		村道仮道工事	東瀬棚通線 3 箇所、賀老通線 1 箇所	800		
		村道復旧工事	〃	10,000		
		小 計		11,970		
	計			12,770		
	農林水産関係	農業施設	用水路復旧工事	豊平地区ほか 5 箇所	120	一般財源
農地土砂撤去工事			豊平地区ほか 3 箇所	90		
農道復旧工事			折川牧道	30		
小 計			240			
林道施設		測量調査設計委託	栄磯林道ほか 4 箇所	200		
		復旧工事	〃	160		
		その他	補修資材、建設機械使用料ほか	60		
		小 計		420		
漁業施設		漁港等土砂撤去工事	第二栄浜漁港、軽臼漁港、歌島漁港	70		
		その他	建設機械使用料	5		
		小 計		75		
計			735			
そ の 他	海上流木処理委託		420	一般財源		
	その他	廃棄物処理料、車借上げ料ほか	325			
	計				745	
合 計				14,250	国庫負担金 9,576万円 起債 2,390万円 一般財源 2,284万円	

補 正 予 算

▼平成22年度一般会計補正予算（第3号）

歳入

普通交付税6472万円追加、財政調整基金繰入金3399万円減額他。

歳出

財政調整基金2999万円積立、新型インフルエンザワクチン接種費給付205万円追加、公営住宅修繕料243万円追加他。

歳入・歳出ともに4776万円追加し、予算総額22億1734万円とする。

◎全員賛成で原案可決

▼平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入

繰入金（一般会計）259万円追加。

歳出

7月29日発生豪雨災害の復旧に要する経費177万円追加、維持補修費79万円追加他。歳入・歳出ともに259万円追加し、予算総額8374万円とする。

そ の 他 議 案

◎全員賛成で原案可決

▼過疎地域自立促進市町村計画の策定

過疎地域自立促進特別措置法の時限延長及び過疎債の対象事業拡大（インフラ整備だけでなく、ソフト事業にも拡大）に合わせ、村の今後6年間の過疎計画を策定。

◎全員賛成で原案可決

▼辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

診療所の医療機器購入事業に伴い、永豊辺地の総合整備計画を変更。

◎全員賛成で原案可決

▼工事請負契約の締結

東瀬棚通線他災害復旧工事契約金額 7098万円

請負業者 島牧開発株式会社

◎全員賛成で原案可決

▼物品購入契約の締結

スクールバス購入

契約金額 1837万5千円

契約の相手方

有限会社高島自動車工業

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

一般質問

第3回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。

今回の質問者は2名で、その全文を掲載しました。

瀬戸川 豊 議員

◇うしお通信の
公益性と
住民サービス

長尾 文裕 議員

◇防災体制

うしお通信の公益性と 住民サービス

瀬戸川 豊 議員



島牧村うしお通信施設においては、現在までさまざまな情報を村民に提供し、その公益性と住民サービスに資する役割を担っている訳であるが、地区の祭典や個人興業等の放送に関する適否について、村長にお伺いします。

藤澤村長

島牧村うしお通信放送についてのご質問でございますが、放送内容の適否に関します判断基準は、条例・規則・規程等により定められており、放送内容にふさわしくないと判断すべき項目といたしましては、第1項「公序良俗に反するもの又は恐れがあるもの」、第2項「選挙活動その他政治活動、宗教的活動が強いもの」

いもの」、第3項「事実を曲げたもの」、第4項「個人又は団体を著しく誹謗中傷するもの」、最後に第5項として「その他適当でないもの」、この5項目が平成4年10月の放送開始以来、変わることなく規定されており、各項目に基づき放送内容に関しての適否が判断されております。

なお、ご質問にありました地区の祭典につきましては、

古くから地域住民参加の行事として定着しており、放送内容も祭事日程のお知らせ等に留まることから、先ほど申し上げました規程に定められております「選挙活動その他政治活動、宗教的活動が強いもの」には触れないものと判断しております。

また、個人興行についてでございますが、一般的に興行と申ししても公益的に行われるものと私益を求めるために行われるものなどがありますことから、興行に関連する放送の適否につきましてはもともとの規程を遵守することはもとよりでございますが、その興行が住民サービスの向上に資する活動であるのか、公共の福祉に如何に貢献する活動であるのか等も勘案し、その都度放送の適否を判断いたしております。

うしお通信放送につきましては、ご質問者のご指摘にございましたとおり、これらからも放送の公益性を守りつつ、住民皆様への情報提供、サービス提供をより一層図って参りますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

瀬戸川議員

ただ今、村長のほうから
縷々説明、答弁がありました。

条例等によりますと、例えば、お祭り等の放送、その他、また個人的な放送等に関して
は全て団体及び個人からの申請があつて、そして申請に基づいて、村長判断において承認して放送されているということ
で間違いはないと思うので
すけれども、ただ今の村長の
答弁の中で古くから地域住民
の中に根付いているものだと
いうふうな発言がありました。
ただ、そのことは良く認識
はしているのですけれども、
先ほどの条例の中にも「選挙
活動及び宗教活動として非常
に強いもの」というふうな話
が出て参りました。宗教活動
が強いものというところが、
今回の私の質問の要点でもあ
りまして、お祭りは明らかに
宗教儀式であります。

その宗教儀式としての祭典
の放送を申請者が放送して下
さいと出して放送するわけで
ありますけれども、これはご
存知のように神道という特定
の宗教団体における宗教活動
であることは明らかなんです
ね。そのことを念頭に入れて

今後対応していかなければな
らないと思うのです。

昔から地域住民の中でされ
てきていると、確かにそれは
事実なのですけれども、しか
し、あくまでも先ほどの宗
教活動或いは政治活動、選
挙活動という概念でいくと、
ちょっと疑義が生じるところ
であります。

その部分を深く念頭に入れ
ないで各地区の祭典というこ
とで、放送を承認し流すとい
うことになってくると、裏を
返して言うと、例えば、仏教
であるとか、キリスト教であ
るとか、或いは新興宗教等の
団体及び個人から放送の依頼
があつた時に、村長として依
頼についてどういう判断を示
すのかという部分が出てくる
と思います。

これは要するに行政という
ものが宗教とどう向き合つて
いくのかという問題にもなつ
てきます。これは全国的に非
常に敏感な部分でありまして、
慎重に判断をしていかなけれ
ばならない部分でもあります
ので、そのへんのことを念頭
に入れての私の質問ではある
のですけれども、そのことに
ついて、今、お話ししたような

神道以外の他宗教からの情報
提供の依頼があつた時にどう
いうふうに判断をするのかと
そのへんの対応を再度聞きた
いと思います。

また、個人興行について言
いますと、当初この件につい
てはパンフレット等を見ます
と島牧村が協賛をしていると
いうことになっております。

そうすると確かに島牧村出
身者であれば私達はその活躍
に対してエールを送ることは
決して悪いことではありません
し、やぶさかではないので
すけれども、個人興行のもの
について村がバックアップす
るということは見方を変えれ
ば、一般住民からはやはり違
和感を感じる部分が出てくる。
もう1点は、もし島牧出身
者ということを経が念頭に
入れて、その興行について協
賛をしたということになれば、
例えば、ないかもしれない
けれども、でもあるかもしれ
ません。反社会的な組織及び
団体に属する人が「私もこう
いうことをやっています」と
いうことで、村で興行する際
に、ぜひお願いしますときた
時の村長の判断というのはど
ういうふうになるのか、この

2点を併せて再度お聞きした
いと思います。

藤澤村長

まず、1点目の地区の祭典
の關係でございしますが、いわ
ゆる神社行事の、神社のお祭
りという形になるうかと思ひ
ます。

別に私は宗教論争するつも
りも全く何もないのですが、
先ほども申し上げましたとお
り昔からの地域住民参加型の
ものであると、そういうよう
な色彩が非常に強いというこ
とで放送しているところでご
ざいますが、その部分の判断
と言ひますが、詳細なこと
を言つていけば様々なケース
が起きるのかなと思ひますが、
例えば、そのお祭りに地域の
子ども達が花山を出したりと
か、いわゆる神社さんの祭典
実行委員会とは別に、地域住
民の方達が作つて参加されて
いるとか様々なケースがある
うかと思ひます。

そういったことが非常に地
域の中にも浸透しているとい
うことで、例えば、神社さん
がその地区のお祭り以外の行
事を、何とか祭というような
ことをやるので放送をという

ふうになれば、ちょっと待つ
て下さいということで、先ほ
どご質問者が言われたような
慎重な判断が私もさらに必要
になってくるかなと思ひます。

ただ、最初に答弁させてい
ただきましたとおり、年に1
回行われるお祭りについては
地域イベントというような意
味合いが非常に強いというこ
とで開催日等をお知らせして
いるところでございます。

また、2点目の個人興行の
場合ですが、これも様々な
ケースが考えられるのかなと
思ひます。

公共の福祉に如何に資する
か、住民サービス向上に資す
る活動であるか、公益的な考
え方、公共的な考え方、様々
なものがそこにもあるかと思
ひます。

私、基本的には単なる営利
目的のためだけに物事が行わ
れるというのであるならば、
それも個人的な存在において
行われるのであるならば、そ
れはやはり常識外の話だと思
ひます。

ただ、そうではなく、たま
たま今、例に挙げられたケー
スですが、この場合もやはり
地元出身であり、地元のため

に自分の今の活動を見ていただきたいという思いの中で行われたものであり、隣の寿都町において行った折にも寿都の町民の皆様、大変喝采をしております、応援いたしております。

本村は出身地で、全くこういう形のほかに様々な場面で個人的にも飛び入りの参加しながら披露してくれたりとか、様々なことも行っております。

今回はたまたま全国ツアー的に動いている中で本村のほかに管内の各町村でも行っておりましたが、本村におきましては村も後援等に入りながら、普通定められる料金よりもさらに安い形の中で、皆に見ていただきたいということで開催されたものというふうに認識しております。

当然本村出身者であり、私はそういった意味ではバックアップしていくのが当然ではないかなというふうに考えているところでございます。

そのことが仮に先ほど村出身者であればどのような場合でもやるのかという話でございましたが、それはやはり当然ケースバイケースで考えさ



△うしお通信、放送の様子

せていただくものであり、例えば、反社会的組織・団体等の関係者であるならば、これは当然排除すべき問題であり、放送するなんてことは絶対に起こり得ないことであると私は思います。

また、そういうようなこと

を隠して仮にそういうような話になった場合、判明した場合には、例えば、公共施設等の使用等についてもそういう場合には使用を禁止する。当然措置等も厳しくとっていくことになるかと思えます。

いわゆる「うしお通信」の

ことのみならず、反社会的組織・団体等に対しては、そのような厳しい対応というのが当然、自治体としてとるべき姿であるというふうに私はそのように思っております。以上でございます。

瀬戸川議員

具体的に説明をしていただきました。

ただ、やはり私、どうしても今の答弁の中で感じるのは神社の俗に言うお祭りは、確かに地域の子ども達が参加してやることですけれど、基本的に神社での祭事は歴とした宗教活動、紛れもないものです。これはどんなに言っても、あれは宗教活動ではないと否定しきれないものなんですよ、明らかに。

なぜなら神主さんが来て、神社の中で太鼓、笛を鳴らして叩いてと、あれは宗教行事ですからね、明らかに。

その中にたまたま地域、地区の子どもさんやら、そういうのが参加してやっているというだけのことで、私に言わせると地域の方々が神道のほうに寄せられてやっていると言っても過言ではないのです

よ。

それが知らず知らずのうちに地域の一つの祭典という形で取り込まれていると言っても私は不思議でないと思っていますね。ですから、地域の住民、子どもさん方が参加するのは一向に私は構わないのですけれども、ただ、そういう神事、祭事というものが付き纏うわけですから。

例えば、岬まつりなんか当時やっていた。あれは全く宗教色がないので、これは一向に構いません。

けれども、岬まつりと違ったものでありますね。もしそれが可能だというふうになれば、極端ではないのですけれども、例えば、お寺だとか、キリスト教の教会だとかというのが「今月、こういう法要があります。」「こういう催しがあります。」「それについて村のほうに放送をお願いしますとなった時は、それはOKです」と言うのであれば、それは地域、地区の寺院やら、教会があれば教会やら、各新興宗教の方々が喜ぶと思うのです。

それが果たして村長判断でOKなのかと。OKならOK

と言ってもらいたいし、やはりそれは違いますと、それはちよつとだめですとなれば、

じゃあ、神社のほうはどうなるのですかという問題が当然出てきます。そのへんの判断を私は確認したいということなのです。

あと、個人興行については、今、大よその話がありました。もちろん私も反社会的な団体及び組織に属している者については、これはやはり毅然とした対応をとらなければならぬと思います。

ただ、村が協賛してバックアップをしていくのは将来的にもずっと継続的にそれをしていくのかということに関しては、どこまで村がそれをバックアップしていくのか、どういう形であってもバックアップするのか、それは当然事情、状況によって変わってくると思いますけれども、そのへんも含めて適正な判断をもちろんしてもらいたいし、されると言っていますからすると思うのですけれども、再度今の特に前段の件についての村長の判断を聞かせてもらいたいと思います。

藤澤村長

先ほど申し上げましたとおり、私、宗教論争をする基本的な気持ちはございませんので、それは機会を改めてさせていただく場面を作りたいと思いますけれども。

判断がこの場合、この場合、ケースバイケースで、全て宗教行事なり宗教活動なり、様々なものとしておさえられることになってしまふのではないのかなと。

であるならば、逆に疑問的に思うのは、例えば、キリスト教であり、神道であり、仏教徒であり、自分の信仰する宗教に基づいて葬儀が行われると。

それっていうのは、やはりそういった意味では宗教活動の一つではないのかなというふうに考えるのですけれども、そのへんはよろしいですか。

瀬戸川議員

違うんです。

藤澤村長

私はちよつとそういうふう考えるのですけれども、そうなった時に公共施設等も葬儀等に対して貸し出したし

ております。

これは地域住民の方が亡くなられたということに對しまして、何らかの事情等によって、その地区になかなかお寺がないとか、様々な関係の中で公共施設等も貸し出ししている。

当然、本人の希望があれば葬儀日程等についてもお知らせしているところでございます。

そういうような考え方に基づいてお祭りにつきましても先程来申し上げておりますとおり、質問者であります瀬戸川さんはそちらの専門家です

ので、私も間違えた判断だということふうに反論の部分あるのかと思いますけれども、私は一般論的な立場の中で、判断基準として地域住民の参加型的な、それは確かに神社の中で行われる儀式、お祭りが宗教儀式であるのかもしれませんが、そういった意味合いからすれば、あくまでも地域の先ほど言いましたとおり、イベントとしての意味合いも非常に強いという判断の中でさせていただいております。

こういうような判断の中で

いきますと先ほど具体的に、例えば、お寺等で行われる法要と言いますか、様々なことが個々の場合で出てきた場合どうなのだと。

それについてはそこまで考え方を拡大してしまいますと、なかなか判断の難しいものがどんどん出てくるのかなと思いますので、現行の考え方の中で現行の範疇の中で、これからは「うしお通信」の放送に関しては、その適否判断を進めていきたいというふうに考えております。

先ほど言いましたように法要等の放送依頼があった場合、放送されるかと言ったら、現時点で私はそこまでは許容範囲と見なす考え方は持っていないというふうにご理解いただきたいと思います。

また、後段の関係でございますが、私はやはり様々な形で音楽家のみなさんや様々なアーティストとして大成されたりとか、村内出身者の方達が社会的に認められる立場になつていけば、それはそれに対して様々なバックアップというものが当然起きる場合がたふさんあるのではないかな

と思います。

例えば、村の功労者表彰とか、そういったものの対象にも場合にはなり得る場合も起きるのかなとか、また、そういう方々の活動を通して島牧村が全国、世界に発信されれば、これはプラスの部分での発信、マイナスの部分での発信はもちろん困りますが、プラスの部分での発信がなされれば、それはそれで村にとっては大変有益なことであるというふうに認識いたしますし、その方に対する貢献に対して村から何らかの対応というものがあつても然るべきではないのかなと。

それが場合によっては様々な功労者としての判断基準にも発展していくのではないかなと、私はそういうふう考えるところでございます。

瀬戸川議員

縷々、答弁有難うございます。

今後の村の情報提供について、今、村長がおっしゃつたように適正な行政判断の下に、より広範な住民サービスの観点に立って、管理、運営されることを一言申し上げまして

私の質問を終わりたいと思います。

防災体制



長尾 文裕 議員



平時時には、あまり意識もしない事ではありますが、いざ、非常時における村の防災体制がどの様になっているのか、お伺い致します。

藤澤村長

本村の非常時におけます防災体制といたしましては、平成5年に策定いたしました島牧村地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、災害対策本部を設置し庁内の各課相互の連携と後志総合振興局など他の防災機関との情報共有など連携強化を図

り、災害応急対策に全力を挙げて対処し、被害の拡大防止と被災者の救援・救護に務めて参る組織体制と認識いたしております。

なお、村の地域防災計画につきましては策定後17年を経過しておりますことから、現在の実態に即応した計画への見直し作業を今年度、担当部署で進めているところであり

ますが、非常時における村民の生命、身体及び財産を守るため、より実効力のある計画となるよう防災意識の高揚・維持などについても考慮の上、見直すとともに、「避難勧告等の判断・伝送マニュアル」や「職員初動マニュアル」なども併せて作成し、災害発生等が予測される際は全職員がより効率的・効果的な対応が図られるような体制整備を進めて参る所存でありますので、ご理解願います。

また、平時における住民皆様からの緊急事案に対する対応につきまして、平日の開庁時に役場関係課に通報されるものにつきましては担当職員等による迅速な対応が可能となりますが、平日夜間及び休日などの閉庁時に発生した場合には、消防支署へ通報をお願いしており、消防支署から関係課長等に連絡がいき対応策がとられております。その際、事案の内容によりましては課長等から概要が副村長若しくは私に伝えられ、直接指示又は指揮する場合もございます。

なお、特定の課におきましては夜間・休日など閉庁時に

職員が村外等に出向く際、課内調整等により緊急対応をする職員が在村する体制づくりを行っておりますが、より充実した体制づくりについて検討して参りますので併せてご理解を賜りたいと存じます。

長尾議員

今年度、防災体制の再構築と言いますか、進めている最中だということではありますけれども、今の村長の答弁と

いうのは一般的な流れとしての状況ではないのかなというふうに、今、お聞きしておりますけれども、実際役場職員の体制、それに限って言っ

たって7月29日の大雨の際の状況を考えても、色々と手分けをして現地の確認やら安全の確認をしていても、そこでも色んな情報が飛び交ったり、

情報がなかなか整理されないでどう判断しているのかなという状況も私はあったのではないのかなと、役場に來てい

てもそう見える部分があったなというふうに思うわけなのですよ。

私が言いたいの例えば、国的にも9月1日防災の日と、そして関東・甲信越にかけて

は大地震を想定した国始め県庁なり各自治体、また、住民までも参加した防災の訓練、近くにおいては泊村で原発事故があった場合に関係する方々それぞれが参加した防災訓練をなさっておりますよね。

我が村の中において、では非常事態が発生した場合、そういう意識なり、認識の確認なり、そういう手段というか手法をとっていないのではないのかなと。

今日も島牧はこの通り晴天ですけれども、関東周辺では大雨で本当にその対策に追われている自治体もある。

最近の天候、気象を見ると、集中的に島牧だけに起こって不思議でないような異常気象が発生しやすい。

そういった場合、村の職員だけで対応しきれるのかと。私はこれは絶対無理だろうと。ただ、そのことも含めて村には消防団なる組織も形成されて

いる中で、やはり異常事態においては村を主体とした対策本部、その中には消防団も入った、そして各地域・地区

における防災体制、この組織をまず確立すべきじゃないのかなというふうに私は考えて



△7月29日の豪雨、第二栄浜地区

回答していただきますけれども、前段のほうで触れていた部分について述べさせていたいただきたいと思いますが、9月1日防災の日、また泊原発等の毎年、道が中心となつての防災訓練等々ございます。

本村の場合、7月12日、平成5年の南西沖地震災害日、あの日を一つの本村の防災の日としてそれなりの対応をとっているところでございますが、今、ご指摘ありましたとおり、もう既に17年経過してきた中でそのへんの意識の維持、高揚と言いますか、そういう部分に向けての対応の在り方というものをもっともっとやはり検討、工夫する必要がありますのかなということには私自身も反省させられたところでございます。

そういったことも含めて、今、防災計画の先ほど申し述べた答弁の中にも、そのへんのことも意識した防災計画を考えていく必要があるのではないかとということをお伺いします。また、地区等における防災体制、当然、消防団さんの業務の中にはそういった部分も

ございます。そしてまた消防団は消防団としての独立した組織でございます。むしろ、村としては消防団との連携体制がこれから重要になっていく部分ではないかなと思います。

先立ての7月29日の折にも消防団は消防団で招集をかけたわけでございますけれども、既にそれぞれの地区において救援活動を行っていたというところで、全員が一度どこかに集合して云々という形の体制はとれないまでも、それぞれの居住地域内等々において、その場に居合わせた消防団員は活動をしていたというふうな報告を受けております。

それらがむしろ、いざ有事の際には全体的に村との連携体制も、またそれぞれの地域住民の皆様との連携体制等もとりながらの組織体制ということを質問者は言われたのではないかなというふうに認識させていただいたところでございます。

いずれにいたしましてもそれぞれの組織があり、また、住民皆様へそのへんの意識をどう育てていくかという部分

も大きな課題であろうかなと思います。

今、作業を進めております新しく見直しをされる防災計画、また、それらに伴います職員の初動マニュアル等々の在り方も重要でございますけれども、それをいかにいざ非常時にきちっとそれに基づく行動がとれるのかという、いわゆるそういった訓練自体もこれから重要になってくるのかなと思うところでございます。

新しい防災計画等ができましたら当然公表させていただきますけれども、それらに基づく訓練等もこれから念頭に入れながら村の防災の日であります7月12日の在り様について再考していきたいというふうに考えているところでございます。

引き続きまして今の作業の進捗状況について担当課長のほうから説明します。

大西総務課長

防災計画の作業の進み具合のことですけれども、これにつきましては専門知識のある業者と村のほうで基礎資料等をやりとりいたしまして現在

いるのですけれども、今、策定中で職員の行動マニュアル云々という話もありましたけれども、もっと大きく、そして細部にわたるきちっとしたもの、そういう計画を検討して欲しいし作成して欲しいと。

現在、策定中という作業はどのへんまで進んでいるのですか。ちょっとお伺いしますけれども。

藤澤村長

現在の作業進捗状況については後ほど担当課のほうから

作成中でございます。

これにつきましては自衛隊とか、総合振興局とか、NTTとか、その他諸々の専門家の入った防災会議というものを11月から12月にかけて開催する予定でございます。その中で原案を揉んでもらう格好になります。

それと防災会議につきましては道の防災計画との整合性を言われてございますので、後志総合振興局とのやりとりになるのですが、ここのやりとりがかなりの期間想定されてございます。

それと「避難勧告等の判断・伝送マニュアル」、これは職員のほうで作成中でございます。これは現在80%ほど出来てございます。

これらにつきましても最終的には防災計画との整合性等の問題がありますので、それが完全に出来ますのは道のほうの協議がたぶん2ヵ月から3ヵ月かかるというふうに言われてございますので、完全に出来るのは今年度中、来年の3月頃になるのではないかと思います。

ちなみに先ほど質問者が言われたとおり、自治体だけで

出来る部分というのは当然限られておりますけれども、自治体の責務としてやはり体制整備というものはきちんと自治体が責任を持ってやらなければならぬ。ただ、住民一人ひとりも災害に備えて自ずと普段の準備ですとか、万が一の場合は自主的避難が行えるように、そのへんについても村のほうで色々と参考資料等も渡しながらか進めていかなければならないものだというふうに思っております。

長尾議員

実際防災計画を作っても全てがその通りいくというふうにも考えられない。

また、非常時における咄嗟の判断を求められる部分もあるのではなかなか難しい。私も今回こうやって自分で質問して、ものすごく大きい問題だなというふうに思います。

ですが、ある意味では限られた地域の中での村民の生命・財産を守るということに對して、漏れはあるかもしれないけれども取り組んでいくという、村を筆頭として住民一人ひとりに行き渡るようなそういう防災計画をぜひと

も作り上げていただきたいなということを申し添えて質問

を終わります。

意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。

意見書第1号

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

近年、森林に対する国民の期待は多様化し、低炭素社会のため、木材利用の拡大に対する期待も増大しています。

しかし、国内の林業は生産性が低く森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、危機的な状況に陥っています。

森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を国に要望するものです。

意見書第2号

道路の整備に関する意見書

北海道にとって道路は生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬の厳しい気象条件、老朽化する道路施設など課題は多い。また、高規格幹線道路はミッシングリンクをかかえ、全国に比べ大きく立ち後れています。

今後は国と地方の適切な役割分担のもと、必要な予算を確保するとともに国が制度を見直す際には、地方にとって自由度の高い制度とすることを国に要望するものです。

意見書案3号

国土交通省北海道局の存続を求める意見書

北海道にとって高速交通ネットワーク等、社会資本の

充実は地域の生活向上や発展に欠かすことができません。「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」においては、北海道が我が国の持続可能な経済社会づくりに貢献することを期待すると明記されています。

国交省北海道局の廃止は地方の切捨てに繋がり、景気がお低迷することが危惧されます。よって、北海道局の存続と北海道開発の枠組みの堅持を国に求めるものです。

意見書第4号

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

最高裁判所は道内のB型肝炎患者が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が注射針等を連続使用した集団予防接種にあるとして国の責任を認めました。その後、損害賠償を求めた裁判において、札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は協議に応じる方針を決定しています。よって、国においては、早期全面解決に向けた誠実な協議を開始するよう強く要望するものです。

災害現場視察

7月29日発生豪雨災害

総雨量132・5ミリ、時間最大雨量32・5ミリ

7月29日に発生した豪雨は、島牧村に甚大な被害をもたらしました。

島牧村役場に設置している気象観測施設では、29日午前3時の降り始めから午後4時までの総雨量が132・5ミリ、時間最大雨量は午前9時からの1時間に32・5ミリという大雨を記録しました。

人的被害は幸いにもありませんでしたが、102人の住民の方々が近くの公共施設に一時避難されました。住宅の床上浸水4棟を始め、被害状況（8月3日現在）は別表のとおりです。

島牧村議会は8月6日、災害現場を視察し、被害状況を調査しました。
安全な日常生活はもとより、農林水産業及び観光産業にとって、一日でも早い復興が必要あり、可能な限りの対策を早急に実施するよう関係機関に要請しました。

被害状況（7月29日発生 豪雨災害）

項 目		件数等	備 考
住 宅	床上浸水	4 棟	
	床下浸水	10 棟	
農 業	農 地	田	1.5 ha 土砂流入
		畑	4.6 ha //
	農作物	田	1.4 ha //
		畑	4.1 ha //
	農業用施設		7 箇所 水路・頭首工埋塞
土 木	海 岸	1 箇所	海岸擁壁基礎洗掘
	河 川	10 箇所	護岸決壊など
	道 路	10 箇所	道路決壊、路面洗掘など
水 産	漁 港	4 箇所	土砂流入
林 業	林 地	13 箇所	斜面崩落など
	林 道	11 箇所	法面崩落、路面洗掘など

※国道229号線については含まれていません

被災状況



第二栄浜地区、河川が氾濫し家屋床上浸水。



泊地区、裏山が崩れ家屋に迫る。



泊川河口の流木、広い海域に拡散。



第二栄浜漁港、斜面崩落、巻上げ機小屋等が被災。

視 察 状 況



村道東瀬棚通線

千走川の河床が低下し、擁壁護岸の基礎から路体の土砂が吸出しを受け、道路が陥没した災害現場。

村道東瀬棚通線

道路が80mに亘り流失。この奥に千走川温泉旅館がある。



気軽に

議会を傍聴してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。(3月・6月・9月・12月)

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで(電話75-6274)

(オオウバユリ)

議会 日誌

自 平成22年 7 月
至 平成22年 9 月

[7月]

- 1日 北海道町村議会議員研修会 (札幌市 佐藤議長他)
- 12日 例月出納検査
- 13日 後志町村議会議員パークゴルフ大会 (共和町 佐藤議長、長尾副議長)
- 14日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会及び要望会 (小樽市・札幌市 佐藤議長)
- 27日 後志総合開発期成会中央要望 (東京都 佐藤議長)

[8月]

- 6日 全員協議会、「7月29日発生豪雨災害」現地視察
- 7日 国土交通省北海道局の存続を求める緊急総決起大会 (小樽市 佐藤議長)
- 23日 後志広域連合議会 (倶知安町 佐藤議長)
決算審査現地調査
- 24日 後志町村議会議員研修会 (岩内町 佐藤議長他)
- 25日 例月出納検査、決算審査、財政健全化審査
- 27日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会要望会 (小樽市・札幌市 佐藤議長)

[9月]

- 7日 JR不採用問題国労キャラバン来村 (役場 佐藤議長)
- 8日 敬老会 (おあしす 佐藤議長他)
- 9日 議会運営委員会
- 16日 第3回村議会定例会
- 22日 例月出納検査
- 29日 後志町村議会議長会研修会 (札幌市 佐藤議長)